

一般社団法人日本観光自動車道協会

入会金及び会費規程

制定 平成 31 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本観光自動車道協会（以下「本会」という。）定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第 2 条 本会の入会金及び会費は、会員の種別に応じて、次のとおり定めることとする。なお、本会の会費は年会費制とする。

会員の種別	入会金	年会費
正会員	無料	15 万円
賛助会員	3 万円	10 万円
特別会員	無料	無料

- 2 会員は、入会金又は年会費について、本会から請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により納入しなければならない。
- 3 前事業年度内に当法人定款第 8 条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の年会費を納入しなければならない。
- 4 納入された入会金及び年会費については返金しない。

(中途入会の年会費)

第 3 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費は、入会承認月が上半期（4 月から 9 月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10 月から翌年 3 月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 本条第 1 項の年会費の納入は、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(臨時会費)

第 4 条 特別の費用を必要とし、理事会の決議により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

- 2 本条第 1 項の臨時会費の納入は、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、社員総会の決議をもって行う。

(附則)

本規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

以 上